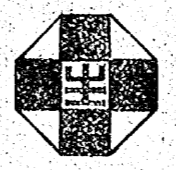


Title	米国銀行制度の新型
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.6 (1916. 6) ,p.743(1)- 769(27)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160601-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160601-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古河家  
經營



# 博愛生命

社長	男爵	中島久萬吉
專務取締役		小原元美
專務取締役		鈴木市之助
常任監査役		安達仁造

電話本局長一八五六、五一五〇、二二八七番  
振替貯金口座東京一七七一七番

本店 東京市日本橋區本町四丁目十五、十六番地  
支店 大阪市東區本町一ノ十三(電話本局三三二一番)  
支部 本社内、札幌、名古屋、廣島、福岡  
監督所 松本、長岡  
代理店 全國到ル處ニ在リ

## 三田學會雜誌第十卷第六號

論 說

### 米國銀行制度の新型

堀江 歸一

米國聯邦準備金法の實施、同法に據り聯邦準備金銀行の開設せられたる事情、開設後の狀況等に就ては、曩に其一斑を論述したり。本誌第九卷第八號雜錄欄參照本論に於ては是等の諸點を省略し、同法施行以來準備金銀行並に之に出資したる諸

第十卷 (七四三)

論 說 米國銀行制度の新型

第六號

一

國立銀行が從來の銀行法規に於て許可せられざりし方面に營業を擴張し、爲めに米國に銀行制度の新型を生せんとしつゝある事情を論述す可し。

聯邦準備金法の目的とする所は準備金銀行に出資したる諸銀行を出資銀行として、其營業を或る程度まで統一すると共に、其間に連絡を通ずるの一事に存し、此目的を達する爲めには、或る場合に銀行の有する資力の協同を期し、隨て此制度の下に於ては、一の銀行は他の銀行の援助を受けて、其資産を流動せしめ、以て債權者に對する支拂を全うし、從來の如く恐慌の場合に於ては勿論、金融の緊縮に際して、動もすれば銀行が現金の支拂を停止し、或は恐慌を激成し、或は恐慌を誘致したる弊害は自ら抑制せらる可きの道理なり。固より從來の制度に於ては、準備金市並に中央準備金市の規定ありて、銀行は支拂準備金の一部分を自ら金庫内に所藏すると共に、他の一部分を準備金市又は中央準備金市の銀行に預入るゝを得るの規定あり、諸銀行亦此規定を利用して、準備金市並に中央準備金市の銀行を準備金保有銀行たらしめたるを以て、聯邦準備金法の實施と共に、是等の銀行に預入れたる準備金を聯邦準備金銀行に移すことを必要とし、一方に法律は出資銀行が準備金銀

行に預入るゝを得る準備金の割合を一定して、以て準備金の集中を促さんとしたり。何故に聯邦準備金法は從來の國立銀行制度に於て存在したる準備金集中の立法を改廢し、聯邦準備金銀行に之を集中せしむることゝしたるか。

從來の制度に於ては、國立銀行を中央準備金市、準備金市並に準備金市以外に所在するものの三種に區別し、前二者に就ては、預金に對する二割五分、後者に就ては、預金に對する一割五分を以て、準備金の法定率とし、一方に準備金市所在の銀行は準備金の一半を中央準備金市の銀行に、準備金市以外の地方に於ける銀行は準備金の五分の三を中央準備金市又は準備金市の銀行に預入るゝを得るとゝしたり。是れ國立銀行創立以前、各地の銀行が内國爲替の便宜を得る爲め、他の地方殊に商業繁昌の地方の銀行に支拂準備金の一部を預入るゝの慣例を認めたるものにして、上記再預入に關する法定率の如きも、實際に行はれたるものに據り、他銀行に預入れらるゝ預金は當然要求次第取立て得らるゝの理由を以て、銀行自ら所藏する現金と同一視し、支拂準備金に計算するを得ることゝしたりと稱せらる。故に立法の趣意は當初の由來に就て考ふるときは、是認するを得るが如しと雖も、之を實際

の経過に徴するに、一旦準備金預入れの方法の行はるゝや、中央準備金市の銀行にして他の地方の銀行より準備金の預入れを受くるときは、爲めに營業上に種々の利益を收むるを以て、準備金の預入れを受くることを競争し、殊に南北戦争後當座貸付の方法發達し、中央準備金市殊に紐育市に於ける銀行は株式取引所の仲買人に當座貸付金を爲し、隨時之を取立つるを得るが故に、他の地方の銀行より如何なる巨額の準備金の預入れを受け、或る場合に其取立に接するも、仲買人に融通したる當座貸付金を回収するときは、銀行に對する拂戻に就て、何等の困難を訴ふることなしとし、益々地方準備金の預入れを受くることに努力したり。然れども其結果を考ふるに、平時に於ては此方法の爲めに、株式市場の投機熱を大ならしむるの弊あると共に、一旦市場に波瀾を生じ、銀行が株式仲買人に就て、當座貸付金を回収するに困難を覺ゆるに至れるの際、地方の銀行より準備金の取付に接すれば、紐育の銀行は到底其拂戻に應ずる能はず。準備金の再預入れは要するに預入れを受けたる銀行が之を營業上最も流動性を有する方面に運用することを以て、唯一の要件とす可く、而して株式仲買人に對する當座貸付にして、時に此要件に缺くる所ある

に於ては、此方法の可なるを認むる能はざるなり。

聯邦準備金法が準備金銀行以外の銀行に準備金の一部を預入るゝことを禁止したるは、其預入れの結果、準備金の流動的性質を失うことを恐れたるが故にして、而して聯邦準備金銀行に預入るゝことを許容したるは、同銀行が預入れを受けたる他銀行の準備金を流動的狀態に維持するを得るを以てなり。即ち同法の第十九條は準備金銀行に出資したる諸銀行の準備金比率並に準備金を保有する形態に就て、左の如く規定したり。

準備金市又は中央準備金市に居らざる出資銀行は左の形態に於て、當座預金三十日以内に支拂はる可き總ての預金を含むに對して一割二分、定期預金三十日以後に支拂はる可き總ての預金並に支拂の以前に三十日以上上の通知を要する總ての貯蓄金預金證書を含むに對して五分の支拂準備金を有す可し。

其地方に於ける聯邦準備金銀行設立後三十六箇月間は銀行自身の金庫内に十二分の五を、其以後永久に十二分の四を所有す。

準備金銀行設立後十二箇月間は同銀行に十二分の二を預入れ、其後六箇月毎

に二十分の一を加へ、二十分の五に達したる時之を永久に準備金銀行に預入  
れ置く。

準備金銀行設立後三十六箇月間準備金の残額は銀行自身の金庫内に置くも、  
聯邦準備金銀行に預入るゝも、或は現行法の規定に據り、準備金市又は中央準  
備金市の國立銀行に預入るゝも、隨意たる可し。

右三十六箇月の期限後に於ては、銀行自身の金庫内に所有するか、又は聯邦準  
備金銀行に預入る可き規定以外の準備金は金庫内に所有するも、聯邦準備金  
銀行に預入るゝも、銀行の隨意たる可し。

準備金市に於ける銀行は左の形態に於て當座預金に對して一割五分、定期預金  
に對して五分の支拂準備金を所有す可し。

聯邦準備金銀行設立後三十六箇月は銀行自身の金庫内に十五分の六を、其以  
後は十五分の五を永久に所有す。

準備金銀行設立後十二箇月間準備金銀行に十五分の三を預入れ、其後六箇月  
毎に十五分の一を加へ、十六分の五に達したる時之を永久に準備金銀行に預

入れ置く。

準備金銀行設立後三十六箇月間準備金の残額は銀行自身の金庫内に置くも、  
聯邦準備金銀行に預入るゝも、或は現行法の規定に據り、準備金市又は中央準  
備金市の國立銀行に預入るゝも、隨意たる可し。

右三十六箇月の期限後に於ては、銀行自身の金庫内に所有するか、又は聯邦準  
備金銀行に預入る可き規定以外の準備金は金庫内に所有するも、聯邦準備金  
銀行に預入るゝも、銀行の隨意たる可し。

中央準備金市に於ける銀行は左の形態に於て、當座預金に對して一割八分、定期  
預金に對して五分の支拂準備金を所有す可し。

銀行の金庫内に十八分の六を所有す。

聯邦準備金銀行に十八分の七を預入る。

準備金の残額は金庫内に所有するも、準備金銀行に預入るゝも、銀行の隨意た  
る可し。

聯邦準備金銀行は右銀行より準備金拂込の際、其半額を限り、第十四條に規定

せられたる商業手形にして(商業上の取引に基ひて發生し、期限九十日以内に  
して、二名以上の署名を有するもの)裏書あり、引受あるものを收受するを得。  
即ち聯邦準備金法の規定に於ては、準備金銀行の組織後、之に出資したる諸銀行  
は準備金の定額を準備金銀行に移し、更に一年の終りに於て、定額を移し、其後漸次  
毎半年を期して、其預入れを行ひ、三年の終りに於て全部の預入を了する次第にして、  
斯く準備金を準備金銀行に集中し、而して準備金銀行が其資産を流動的狀態に維  
持する以上は、諸銀行は準備金銀行に於ける預入れ金に依頼して、準備金を低率に  
置くも、敢て何等の危険を生ずることなしとし、出資銀行の準備金比率を國立銀行  
の準備金比率より低くしたる所以なり。今斯る法定準備金率の低減に依て、出資銀  
行が如何なる程度まで市場に對する資金の融通力を増進するを得るやを窺うに  
大略左の如し。

紐育市

從來の準備金

預金一、二五三、五九五、四三、五五弗に對する二割五分

三三三、三九八、八五九弗

聯邦準備金法の要する準備金

當座預金一、二四九、二五五、一五二弗に對する一割八分  
定期預金四、三四〇、二八二弗に對する五分

二二四、八六五、九二七 弗

二二七、〇一四

二二五、〇八二、九四一

新法の下に不用と爲る準備金

八八、三一五、九一八 弗

シカゴ

從來の準備金

預金三四八、三〇二、一二五弗に對する二割五分  
聯邦準備金法の要する準備金

八七、〇七五、五三一

當座預金三四五、五七二、三二九弗に對する一割八分

六二、二〇三、〇一九

定期預金二、七二九、七九六弗に對する五分

一三六、四九〇

六二、三三九、五〇九

新法の下に不用と爲る準備金

二四、七三六、〇二二

セントルイス

從來の準備金

預金一〇〇、四七一、六三八弗に對する二割五分

二五、一一七、九〇九

聯邦準備金法の要する準備金

當座預金九四、二四八、七一八弗に對する一割八分  
定期預金六、二二二、九二〇弗に對する五分

一六、九六四、七六九

三一、一四六

一七、二七五、九一五

新法の下に不用と爲る準備金

七、八四一、九九四

他の準備金市

従來の準備金

預金一、九六五、三八一、〇九八弗に對する二割五分

四九一、三四五、二七六

聯邦準備金法の要する準備金

當座預金一、九〇一、九六六、六五六弗に對する一割五分

二八五、二九四、九九八

定期預金六三、四一四、四四二弗に對する五分

三、一七〇、七三二  
二八八、四六五、七三〇

新法の下に不用と爲る準備金

二〇二、八七九、五五五

準備金市外の地方

従來の準備金

預金三、六二五、一五八、四七六弗に對する一割五分

五四三、七七三、七七二

聯邦準備金法の要する準備金

當座預金三、一六二、四三二、二九一弗に對する一割二分

三七九、四九一、八七五

定期預金四六二、七二六、一八五弗に對する五分

二二、一三六、三〇九  
四〇二、六二八、一八四

新法の下に不用と爲る準備金

一四一、一四五、五八七

合計

従來の法律の要する準備金

一、四六〇、七一、三四五

聯邦準備金法の要する準備金

九九五、七九二、二六九

不用と爲る準備金

四六四、九二九、〇七六

上表は千九百十四年九月十二日の國立銀行報告に基き千九百十四年度通貨監督官年報に掲げられたるものなり。(同報告書三二頁参照)

故に聯邦準備金法の全國銀行準備金に及ぼす効果を考ふるに、(一)法定の準備金率を減却し、(二)準備金は銀行自身の金庫内に置くか、又は準備金銀行に預入れしめ、而して準備金銀行に於ける預入金は商業手形を同銀行に就て再割引することに依て調達せしめ、(三)他の商業銀行に於ける預金残高を準備金に計算するの許可を撤去するの諸點に存すること明白なり。

二

聯邦準備金銀行が出資諸銀行に依て一部の準備金を預託せられ、準備金を集中する地位に立つ以上は、準備金銀行が出資銀行に營業上援助を與ふるは當然の結果にして、而して之を與ふる方法として認められたるは、商業手形の再割引なり。即ち準備金銀行は手形再割引を以て、其重要な營業科目とし、出資銀行の爲めに、手形を再割引し、以て後者の資力を豊富ならしめんとす。但し再割引に關聯して、一箇

の問題と爲るは、手形が期日に至りて、支拂はるゝや否やの事實是れなり。資金の融通を必要とする銀行は手形を準備金銀行の再割引に付し、準備金銀行が期日に至りて手形の支拂人に就て支拂を請求するに當り、支拂人は果して支拂を行ふの資方を有するや否や。此點に就て手形の支拂を確實ならしむるには、手形の選擇を必要とするは勿論にして、聯邦準備金法は再割引手形の資格を定むる目的を以て其第十三條第二項以下に左の規定を設けたり。

準備金銀行は出資銀行の裏書を経たるときは、實際の商業取引より生じたる手形を割引するを得。實際の商業取引より生じたる手形とは農工商業上の目的を以て振出され、手形代金が是等の目的に供用せらるゝものにして、聯邦準備金局は手形の性質を決定する權能を有す。此規定は重要農産物、他の貨物、商品に依て擔保せらるゝ手形を再割引の目的物として排斥するものに非ずと雖も、一方に資本放下の目的を以て、又は合衆國政府以外の證券を賣買する目的を以て、振出されたる手形は當然右の定義に該當せざるものとす。本條の規定に據て、割引せらるゝ手形は割引の當日に於て、期限九十日以内のものたる可し。但し農業上の

目的を以て振出され、家畜の取引に基く手形にして、期限六箇月以内の手形は準備金銀行の資本金に對する或る割合を限り、割引せらる可く、其割合は聯邦準備金局に於て、之を決定す。

聯邦準備金銀行は貨物の輸出入に基く手形にして、割引當日に於て満期に至るまで三箇月以内を期限とし、且つ一箇以上の準備金銀行の裏書あるものを割引するを得べく、其割引高は一の期日に於て、再割引の行はるゝ銀行の拂込資本金並に積立金の半額を超過す可からず。

後日準備金局は前記の規定を承けて、再割引手形の性質を一定し、農工商業に於て行はれたる貨物の賣却を基礎とする實際の生命ある取引より生じたる手形たることを公示したり。此定義にして嚴格に遵奉せられんか、再割引手形の流動的性質を有するや論を俟たず。今手形再割引の行はれたる場合に聯邦準備金銀行の營業に及ばず關係を考ふるに出資銀行に於て既に手形を検案して、割引したるものなるに、更に準備金銀行に再割引を求むるの際、出資銀行自ら裏書を爲し、準備金銀行に對して責任を負う上に、準備金銀行は出資銀行より支拂準備金の一部を託せ



られ、又出資銀行をして準備金銀行の資本金を醸出せしめたるが故に、普通の銀行が手形を割引したるものと比較して、準備金銀行の手形再割引には三重の保護の付せられたるを見る可し。斯く準備金銀行の營業の目的物に對する保護の厚き以上は、準備金銀行は營業上に危険を感ずること少なく、其少なきだけ、金利歩合を低廉ならしむるを得る道理にして、開業以來十日以内に満期と爲る手形に對して、割引歩合を三分の低きに置きたる記録を存する所以なり。

聯邦準備金法は準備金銀行をして出資銀行の爲めに手形の再割引を行はしむることを重なる營業とすると共に、他の一方に於ては、同法第十四條を以て、所謂公開市場取引 (Open-market operations) なるものを許容したり。即ち公開市場取引に於ては、内外國の市場に於て、内外國の銀行、會社又は個人と金貨金地金を賣買し、又は之を擔保として貸付金を爲し、内外國に於て合衆國政府又は地方政府、自治體の發行する期限六箇月以内の手形證券を賣買し、電信爲替銀行引受手形にして準備金法に於て再割引するを得るものを公開市場に於て賣買するを得ることを認めたるが故に、準備金銀行にして公開市場取引を行はんか、市場に於ける活動の範圍を大

ならしむるは論を俟たず。或は準備金銀行にして専ら手形の再割引に依て、出資銀行に營業上の助力を致さしめんとするの趣意より云ふときは、前記の公開市場取引は如上の趣意に反するが如しと雖も、公開市場取引の立案せられたるは大體に於て二箇の理由に基けるものなり。第一準備金銀行の資力豊富なる時に、出資銀行一箇の事情より手形を準備金銀行に齎して、其再割引を求めざることあらんか、準備金銀行は公開市場取引を行ひて、出資銀行以外の銀行を援助し、併せて營業資金の利殖を謀るを得べく、第二準備金銀行は出資銀行と取引を爲すに當り、之を一團の機關と認め、以て金利歩合に於ける不當の變動を避くると共に、確實なる歩合を維持するに勉むと雖も、此事たる、再割引の取引のみを以てしては、之を期すること難く、再割引歩合を有效ならしめ、再割引歩合をして市場に行はるゝ一般の利率たらしめんとするには、準備金銀行が自ら公開市場に於て、其定めたる利率を以て手形を賣買するを必要とし、之を爲して準備金銀行の市場に供給する資金の豊富なときに、金利歩合は準備金銀行に依て決定せらるゝに至る可し。但し新制度組織以來米國の金融は概して緩漫にして、金利歩合低廉なるを以て、準備金銀行をして

以上の計畫を實行せしむるに至らず。準備金局は未だ公開市場取引に關する細則を公表せず、一方に準備金銀行に向つて、細則を待たずして、自由に此取引を行ふを得ることを通告したるに拘はらず、依然實行せられず。隨て公開市場取引の效果如何は他日に至らざれば之を判斷する能はざるが如し。

聯邦準備金法の規定中、從來の銀行制度に對して、銀行の新典型を爲し、通貨制度の改革を促すに足るは、準備金銀行の小切手交換並に取立を行ふの一事是れなり。準備金法第十四條は準備金銀行が出資銀行の爲めに、手形交換の職務に當ることを規定したるが、元來準備金法は出資諸銀行をして準備金銀行に就て手形の再割引を求め、其代金を準備金銀行に於ける預金に振替へしめ、斯る預金は出資銀行の支拂準備金に計算することを許可したり。故に同一準備金區域内に於ける一出資銀行が他の出資銀行宛小切手を取引先より受取るときは、之を準備金銀行に預入れて、自行の準備金に計算すると共に、準備金銀行は小切手の振宛てられたる銀行の預金を小切手面の金額だけ除却して、以て簡單に小切手を交換決済するに至る可し。曩に聯邦準備金法が出資銀行は支拂準備金を聯邦準備金銀行に移す可く他

の銀行に於ける殘高は之を準備金に計算することを禁止するの規定を設くるや、準備金にして既に準備金銀行に移さるゝ以上は、小切手取立の業務も亦當然準備金銀行に移されざる可からず、又斯の如くして小切手取立に伴う費用を節約するの意見行はれたり。而して聯邦準備金局の組織せらるゝや、カンサスシティ並にセントルイスの兩準備金銀行は出資銀行宛小切手の交換に就て、許可を求め來り、其許可を得て、直に之を實行し、爾後漸を以て、他に及ぶに至れり。

## 三

聯邦準備金法が米國諸銀行の營業を或る程度まで統一し、其形態を一定の標準に律せしむるの傾向あるは論を俟たず。而して斯る統一は從來最も亂雜を極めたる米國全體の金利歩合に如何なる影響を及ぼす可きか。從來米國に於ける割引歩合の狀況を見るに、少數の大銀行殊に紐育並に他の大都會に所在する銀行は取引先の爲めに、割引業務を行うことに勉め、自ら準備金保有銀行として諸銀行の支拂準備金を吸収し、準備金の集中に依て、自行の資力を増進したり。現に紐育の一銀行が全國に亘つて六千以上のコレスポンデントを有せるの一事を以て、其一斑を知

るに足る可し。斯る状態に於ては、大都會の銀行が金融の緩漫に際して、諸銀行より吸収したる資金を運用する爲めに、過度の金利引下を行ひ、一方に反對の場合には、預金たる準備金の取付に接して、金利歩合を引上げ、金利に亂高下を生じたること怪むに足らず。然るに聯邦準備金制度成立の後には、銀行は其所有する手形を準備金銀行に提供して、再割引を求むるを得ると共に、準備金銀行は毎週再割引歩合を公表し、出資諸銀行に向つて、此率を以て、再割引の請求に應ずるが故に、準備金銀行の所在する地域に於ては、準備金銀行の決定する再割引歩合は自ら一地域に於ける金利の標準たる可し。即ち銀行は一定の資格を有し、條件を備へたる手形を準備金銀行に齎すときは、如何なる歩合を以て、再割引を受くるや、豫め之を知るを得べく、而して大體に於て、其再割引歩合が従來行はれたる歩合に比較して、低歩なることも疑を容る可からず。

然らば出資銀行が準備金銀行より低廉にして、又確實なる利率を以て、資金の融通を受くるは、出資銀行の取引先に對する利率を低減せしむるの途たるを得るか。思ふに銀行の取引先にして、銀行は一定の利率を以て、手形を再割引するを得るこ

とを知る以上は、銀行に割引を求むるに當て、其利率を超過する高利を負擔するを好まざる可く、隨て聯邦準備金法に於て、再割引に付する資格の認められたる手形を所有する者は銀行に就て割引を求むるに當り、準備金銀行の公定する歩合に若干の手數料を加へたる歩合を以て、資金の融通を仰ぐを得べく、現に或る準備金銀行の如き、支拂準備金豊富にして、資金の運用に急なりし結果、準備金銀行の公定率以下の歩合を以て、割引の請求に應じたるの事例ありと云ふ。

合衆國の通貨制度は從來幾多の變遷を経るの間に、次第に紛更を重ね、通貨の種類徒に多くして、其流通上の資格を異にし、伸縮自在の作用あるものを缺きたり。即ち通貨の種類を擧ぐれば、(一)合衆國紙幣(法貨)(二)華聖頓國庫内に所在する金貨を代表する金證券(三)同上銀貨を代表する銀證券(四)華聖頓國庫又は支金庫内に所在する合衆國紙幣を代表する通貨證券(五)金貨(法貨)(六)銀弗貨(法貨)(七)補助銀貨(五弗を限り法貨)(八)有制限法貨たる小貨幣(九)國立銀行紙幣等にして、是等通貨の内、國立銀行紙幣を除き、他は鑄造に要する地金を造幣局に輸納するに非ざれば、之を増加せしむる能はず。國立銀行紙幣は國庫に公債を預託し、且つ五分の兌換基金を預入る

、ことに依て之を膨脹せしむるを得るが如しと雖も、尙ほ公債の現在高國庫金の擔保として使用せられ、又は一般の放資に充てらるゝ、公債の多寡等に依て、紙幣發行の擔保に供せらるゝ、高に制限を蒙らざるを得ず。諸外國の經驗並に銀行一般の原則より云ふときは、紙幣に對する保證と預金に對する保證との間に特に區別を設くるの必要なく、確實なる短期の商業手形は兩者の保證に供用せらるゝを得べし。然るに米國には紙幣の保證たる商業手形の缺乏せる一方に、從來國立銀行をして紙幣の保證に充つる爲めに、公債を買入れしめながら、遽に其紙幣を銷却せしむるは聊か公正を缺くの嫌あるとの爲めに、全然基礎の異なる紙幣を發行する方法を實行するに困難を生じ、聯邦準備金法制定に際しても亦此難問題を解決せざる可からざることゝ爲れり。聯邦準備金法の原案に於ては、從來の公債を償還し、新に三分利付の新公債を發行し、此借換計畫の進行するに隨て、國立銀行紙幣を銷却するの規定を設け、又再割引の目的物たるを得る商業手形を保證として、準備金銀行をして紙幣を發行せしむるの規定を置きたれども、議會は之に種々の修正を加へ、結局合衆國の責任を以て、聯邦準備金紙幣を發行し、又準備金銀行をして、毎年二

千五百萬弗を超過せざる程度に於て、出資銀行の所有する二分利付公債を買入れしめ、之を擔保として、聯邦準備金銀行紙幣を發行せしむることゝしたり。故に聯邦準備金法に於ては、聯邦準備金紙幣 (Federal Reserve Notes) 並に聯邦準備金銀行紙幣 (Federal Reserve Bank Notes) を通貨の種類に加ふるものにして、前者は再割引の資格ある商業手形を以て擔保とし、後者は出資銀行より購入する二分利付公債又は準備金銀行の所有する他の公債を以て擔保とす。然も二分利付公債は漸を以て三分利付公債に引換へられ、而して三分利公債も亦擔保物たる資格を喪失す可きが故に、年度の経過するに隨ひ、商業手形を基礎とする聯邦準備金紙幣は準備金銀行の請求に依て發行せられ、國立銀行紙幣の減少は伸縮自在なる通貨を以て補充するに至る可し。

聯邦準備金紙幣が政府の責任に屬する事は或は紙幣の發行に政府を干與せしむるに至るの嫌を生ずるが如しと雖も、紙幣の發行を請求し、又其發行高を決定するものは即ち銀行にして、而して銀行をして之を請求せしむるは取引先の銀行に對して融通を仰ぐ程度に外ならず。故に此規定は箇人をして農工商業上の取引を

基礎とし、自己の債務を創造し、地方銀行をして之に對する紙幣を發行せしむるものに相當し、僑人の信用にして確實なる以上は、彼等は紙幣を收受し、準備金銀行は紙幣を保護するに金貨の或る高を以てす。聯邦準備金法は此保護に就て準備金銀行の紙幣に對して有する金貨の高を四割とし、其内の五分は國庫に預託し、他の三割五分は銀行自身の金庫内に所有す可しとしたるが故に、銀行は金貨の二倍半に當る紙幣を發行し、其流通上の安全を維持すると共に紙幣の發行高に就ては、金貨準備に對する比率の外に、何等の制限を存せず、社會の要求に依て、自由に伸縮するを得べく、金貨準備に就ても、亦其法定率が準備金銀行の紙幣發行に對して、動かす可からざる制限たることを願慮し、準備金法第十一條聯邦準備金局の權限を規定したる一項中に於て、聯邦準備金局は準備金銀行に對し、準備金規定(紙幣並に預金に對する準備金を總稱す)の適用を三十日間中止し、更に必要あるときは、十五日間中止し、一方に其濫用を制する爲め、法定準備金と實際の準備金との差額(即ち不足準備金の額)に對して課税し、準備金銀行は此税金を割引歩合に加重せざる可からざることをしたり。

聯邦準備金銀行紙幣は銀行が國庫に公債を預託し、之を保證とするの點に於て、聯邦準備金紙幣と異なるものにして、準備金銀行は毎年相合して、總額二千五百萬弗を限度として、國立銀行より公債を買入れ、國立銀行が國立銀行紙幣を銷却するに隨て、準備金銀行に於て同銀行紙幣を發行す可し。若しも國立銀行の賣却せんとする公債の高が二千五百萬弗を超過するときは、聯邦準備金局は準備金銀行の資本積立金を標準として、超過額を各銀行に割當つ可く、一方に國立銀行が公債を賣却しながら、之に對する紙幣を回收銷却するを得ざる場合には、公債を買收したる準備金銀行に於て、國立銀行紙幣に對する責任を負う可きものとす。假に準備金銀行が年額二千五百萬弗の割合を以て、國立銀行より公債を買入るゝものとするれば、約三十年を以て、國立銀行紙幣は盡く回收せられ、之に代つて、準備金銀行紙幣の流通するを期するを得べく、其間二分利付公債の償還と相俟つて、準備金銀行紙幣亦漸を以て回收せられんか、茲に商業手形を代表して發行せらるゝ準備金紙幣は通貨の重要な形態と爲り、商業取引ありて、始めて之に伴う通貨發行せられ、其膨脹自由なると共に、一方に法律は準備金銀行たると出資銀行たるとを問はず、銀行

が所有する紙幣を合法貨幣として、準備金に計算することを許さざるを以て、出資銀行にして預金として、紙幣を受取るや、直に之を準備金銀行に預入る可く、斯くて紙幣の不用なる分は容易に銀行に回収せらるゝを得べく、兩種の作用相俟つて、通貨伸縮の自由を實現するに至る次第なり。

然れども聯邦準備金銀行組織以後の状況に徴するに、銀行は未だ充分に紙幣を利用するに至らず、其發行したる分も金貨又は合法貨幣を準備とするもの多くして、所謂伸縮自在なる通貨を供給するの事實を示さざるが如し。此事たる、千九百十四年秋オールドリツチ、ヅリーランド法に依て、多額の事變通貨發行せられ、準備金銀行組織の當時未だ其回収せられざりし一方に、合衆國は歐洲開戦以來金の輸入し來るもの甚だ多く、通貨の既に過剰なるが爲めにして、今日に於て聯邦準備金法の下に、如何なる程度まで通貨伸縮の自由を保つを得るや、は、之を事實に於て證明する能はざるなり。

## 四

聯邦準備金法の規定中、米國銀行の營業に一革新を生ずるは、其第二十五條に於

て百萬弗以上の資本金並に積立金を有する國立銀行が外國に支店を設立することを許可したる一事實是れなり。從來國立銀行は之を律する法律の下に、外國に支店を設立するを得ず、州立銀行又は純然たる私人の銀行にして支店を設立するも、其實力に限りあるを以て米國の貿易業者にして、外國に於て資金の融通を仰がんとする者は之を英國の銀行に求め、然も英國銀行の要求する取引の條件は嚴酷に尖するの嫌を免かれざりき。茲に於てか外國支店設置の議論は世間に起り、國立貨幣委員會の決議に基ひて編成せられたるオールドリツチ案は國立銀行の或る數が聯合するときは、外國貿易に金融の便を與へ、外國に支店を設置するを得るの規定を設けたるが、聯邦準備金法亦前記の規定を設けたる次第なり。而して準備金法は國立銀行の海外支店設置に依て、外國貿易業者に金融の便を謀るのみならず、手形引受の方法に依て、同一の効果を擧ぐることを期したり。蓋し國立銀行條例は手形引受を認めず、隨て引受手形は米國に於て行はるゝを見ざりしが、聯邦準備金法は國立銀行が貨物の輸出入取引により生じたる手形にして、期限六箇月以内のものを引受け、一方に聯邦準備金銀行は斯る手形にして、出資銀行の裏書あるものを再

割引し、又裏書の有無に拘はらず、公開市場に於て買入るゝを得ることゝしたり。而して手形引受は聯邦準備金局組織後兩三月間多數の銀行殊に東部沿岸に諸銀行に依て計畫せられ、千九百十五年五月より六月に至る間左の如き數量に上れり。

出資銀行引受	出資外諸銀行引受	私人銀行	合計
一九一五年	信託會社	州立銀行	千弗
五月三十一日	五、二九四	三、七七四	一〇
六月七日	五、二四二	四、五一六	一九二
同 十四日	四、六九〇	五、〇八〇	一〇
同 二十二日	五、〇四七	四、八二八	一三二
			九、九六〇
			一四六
			一〇、〇二二

之を歐洲殊に英國に行はるゝ事例に徴するに、商業家にして資金の融通を要するときは、銀行又は引受商會に赴き、一定の金額まで手形を振出すの權利を求め、斯くて手形を振出せば銀行又は引受商會は之を引受け、其支拂の責に當る可く、是等引受手形は市場に於て賣買せられ、或は割引商會銀行等の買入るゝ所と爲る可し。今聯邦準備金法が銀行の手形引受を許可し、其資本金並に積立金の半額を限つて、手形を引受くるを得ることゝしたるは即ち米國に於て歐洲に行はるゝと同一の資金融通法の認められたるものに外ならず。或は内地の振出手形に對しても、銀行

の引受を許容するの說ありたれども、其信用の不當なる膨脹を惹起す恐あるの故を以て、排斥せられたり。蓋し手形引受銀行に於て之を爲すも、取引先に對して資金を融通するに非ず、單に手形支拂の責任を負うに止まるを以て、手形を引受くることゝ依て、銀行の預金の形態に於て負う債務を増加せず、隨て法定準備金比率の維持に困難を招くに至らざるが故に、引受業務に慣熟せざる米國の銀行にして引受を行はんか、安全の限度を超越して引受を行ふことなしとせず。是れ内國手形に對して、引受の認められざりし所以なりと雖も、内地手形の引受の許容せられざる限り廣大なる割引市場の發達を見るを得るや否や明ならざるものあるのみならず、單に手形引受を法律上に認めたるのみにて、割引市場の發達を助長するに至るや否やも亦不明に屬すとす可し。